

### Ⅲ 計画の基本的な方向性・目標

#### 1 基本的な方向性

本県の離島は、離島振興法に基づき、昭和 32 (1957) 年から逐次、離島地域の指定を受け、これまで 7 回にわたって離島計画を策定し、関係施策を計画的に実施してきました。その結果、道路、港湾、漁港、上下水道をはじめとする生活・生産基盤などの基礎的な条件において、着実な成果を上げてきました。

特に、本県では、本土に近接し比較的人口の多い島が連たんしていることから、架橋事業を積極的に推進してきたという経緯があり、架橋により本土と陸続きになったことに伴い、これまで 13 の島が離島地域の指定を解除されています。

一方、本県の離島は、国民的な財産である瀬戸内海の多島美景観を形成し、豊かな自然に恵まれ、数多くの歴史・文化遺産を有していますが、交通や医療、福祉、産業などの生活・生産基盤の整備は必ずしも十分とはいえない状況にあります。また、急速に進む過疎・高齢化や、地域産業の停滞による地域活力の低下など深刻な課題を抱えています。

このため、交通や医療、福祉、生活環境などの分野で、離島に住む人々が安心して暮らせる条件整備を行うとともに、農・水産業などの地場産業の活性化や、瀬戸内海が持つ美しい景観、豊かな歴史・文化などの地域資源を活用した交流の促進等により、離島地域の振興を図っていくことが求められています。

こうした施策を展開するに当たっては、離島に住む人々の主体的な取組に加え、他の離島や都市との連携、県や関係市町の支援や協働といった取組が不可欠となります。

このような中、本県では、平成 25 (2013) 年 10 月に「広島県中山間地域振興条例 (平成 25 年 10 月 10 日 条例第 44 号)。以下「中山間地域振興条例」という。) を制定し、これらの離島地域をはじめ、過疎地域や半島地域等を中山間地域と位置付け、将来に向けて持続可能な中山間地域を実現していくため、「広島県中山間地域振興計画 (以下「中山間地域振興計画」という。))」を策定し、中山間地域に暮らす方々が、将来に希望を持ち、「笑顔で幸せな生活を営むことができる中山間地域」を目指して、関連施策を総合的に展開していくこととしています。

しかしながら、この間も中山間地域、とりわけ離島地域の人口減少は続いており、今後も、その傾向は一段と厳しさを増していくことが見込まれています。

人口減少の「加速の入口」という大きな岐路に立つ中で、人口減少下にあっても、離島地域の持続可能性を高めるためには、現実を直視し、変化に対応できる新しい離島振興の道筋を見出していかなければなりません。

このような認識の下で、瀬戸内海の豊かな自然や多くの歴史・文化、島ならではの生活の営みなどが存在する本県離島地域について、その目指す姿を県民の皆様と共有し、県民、市町、県が連携、協働しながら、持続可能な離島地域の実現に向けて、ともに行動を起こしていくことが必要となります。

#### 2 目指す姿

「瀬戸内」の里山・里海に象徴される人と自然が作り出す地域ならではの資産が、守るべき価値あるものとして、内外の人々により引き継がれる中で、

地域への愛着と誇りの高まりが、将来への希望と安心につながり、

心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる地域 の実現を目指します。

### 3 計画の基本目標

全国水準を上回る急速な人口減少の状況下にある本県離島地域において、目指す姿を実現していくためには、産業、医療、福祉、教育など様々な分野での人材の確保・育成が重要であり、県、関係市町及び関係団体等の緊密な連携のもと、地域産業の活性化や、地域外からのU I ターン等を促進する効果的な移住・定住施策の展開、また、地域の特性を最大限に生かした観光振興等による関係人口の拡大、さらには生活環境の改善等、より一層の取組を一体となっていくことが求められています。

本県では、中山間地域振興条例に基づき、離島地域をはじめ、過疎地域や半島地域等を中山間地域と位置付け、将来に向けて持続可能な中山間地域を実現していくために、中山間地域振興計画を策定していることから、同計画の施策の中で離島振興計画の関係施策を推進することとします。

そのため、離島振興計画は、中山間地域振興計画に掲げる分野別の施策指標に沿って取組を進めることを基本とします。加えて、今般の離島振興法の改正により、同法の目的（第1条）に関係人口の活用・拡大、具体的には「島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ行うべき」と明記されたこと、並びに、離島地域の振興において、関係市町は、観光に重きを置いていることを踏まえ、中山間地域振興計画における関係人口の活用・拡大や観光に関連した施策指標として、「人材プラットフォーム「ひろしま里山・チーム500」の登録人数（※）」と「年間観光客数（入込）」の2つの施策指標を、離島振興計画の基本目標として設定することとします。

※ 「ひろしま里山・チーム500」とは、広島県の中山間地域に関わりを持ちながら様々な活動を実践している人たちがつながり、地域づくり活動の輪を広げていくための人材プラットフォームです。

#### 《離島振興計画の基本目標》

区 分	基準値(令和3年度)	目標値(令和14年度)
「ひろしま里山・チーム500」の登録人数(離島地域分)	29人	60人以上
年間観光客数(入込)	114千人	163千人以上

#### ◆ 目標達成に向けた評価基準(単年度)

区 分	単年度評価基準
「ひろしま里山・チーム500」の登録人数(離島地域分)	年3人以上の増加
年間観光客数(入込)	対前年比5千人以上の増加

#### 《目標設定の考え方》

##### ◆ 「ひろしま里山・チーム500」の登録人数

ビジョン目標(令和12年度)が1,000人であり、その達成に向けた動きに連動した、離島地域の人材の確保を図っていくことを目標とし、単年度評価基準を目標年次までの均等値「年3人以上の増加」に設定。

##### ◆ 年間観光客数(入込)

コロナ禍における減少を起点として、段階的に観光客数の回復を図ることを前提に、コロナ禍前の水準(H29～R1平均値163千人)以上を達成することを目標とし、単年度評価基準を「対前年比5千人以上の増加」に設定。

(参考)

○ 「ひろしま里山・チーム500」の登録人数の推移

(単位:人)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
「ひろしま里山・チーム500」の登録人数(全体)	255	290	325	360	493
うち離島地域分	16	18	19	23	29

○ 年間観光客数(入込)の推移

(単位:千人)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
年間観光客数(入込)	166	152	172	116	114

## 4 取組の基本姿勢

離島振興施策は、医療、生活・福祉、産業・雇用、教育など、幅広い分野にわたる総合対策であり、相互に関連した実効性のある施策を適切に講じていくことが求められています。

本県では、こうした総合対策について、それぞれの分野における施策を連関させ、相乗効果を生み出しながら、推進しているところであり、今後の離島振興施策を効果的に進める上で、次の3つの基本姿勢を念頭に、それぞれの施策を展開し、その実効性を高めていきます。

### ◆ **基本姿勢1：地域の基盤や特性を強みとして生かす**

離島地域ならではの資源や特性を地域の「強み」として再認識し、これまで生かしきれていなかった里山・里海の恵みを《資源》として上手く暮らしに生かし、離島地域内で回していける仕組みをつくることによって、眠っていた価値を引き出していきます。

### ◆ **基本姿勢2：価値に共鳴する人を増やし、支えあいを安心につなげる**

離島地域の「価値を維持・向上させる」ことの大切さに共鳴する多様な人材を地域内外で増やし、共に離島地域の未来をつくる存在として認め合い、支え合うことによって、安心の醸成につなげていきます。

### ◆ **基本姿勢3：デジタルの力を取り込む**

人口急減に直面している離島地域の様々な課題を克服できる大きな可能性を秘めた新たなデジタル技術を、離島地域の暮らしの中で分野横断的に実装することによって、新しい時代に対応した暮らしのモデルを創出し、地域における横展開を図っていきます。

## 5 計画の達成状況の評価（適切な進行管理等）

県と関係市町で構成する離島振興担当課長会議等を活用して、計画の進捗状況や課題等の把握、その他離島振興推進上の関係情報の共有化を図ることを基本にしながら、離島地域を含む中山間地域の振興に向けて知事と関係市町の長で構成する「広島県中山間地域振興協議会」の場において、適宜必要な情報の共有化や関係施策等の協議を行います。

また、県の関係施策の推進方策等については、知事を本部長に、副知事、関係局長等で構成する「広島県中山間地域振興推進本部」等を活用して、局間の連携や調整を行いながら、離島を取り巻く環境変化に対応して、新たな観点からの施策等の検討を行います。

## 6 関係市町への支援

県は、離島関係市町相互間の広域的な連携の確保や、関係市町に対する離島振興上の必要な情報の提供・支援を行っていきます。